

最高裁判決への対応に関する専門委員会 設置要綱

1. 設置の趣旨

平成25年生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について、学識経験者の専門的知見に基づく検討を行うため、社会保障審議会生活保護基準部会の下に、本専門委員会を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会に委員長を置く。

3. 検討事項

最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえ、平成25年から実施した生活扶助基準改定に係る今後の対応の在り方について検討する。

4. 運営等

- (1) 専門委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事を非公開とすることができる。
- (2) 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局保護課において行う。
- (4) 上記の他、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(別紙)

社会保障審議会生活保護基準部会

最高裁判決への対応に関する専門委員会 委員名簿

岩村 正彦	東京大学名誉教授
太田 匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科教授
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科教授
永田 祐	同志社大学社会学部教授
別所 俊一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
村田 啓子	立正大学大学院経済学研究科教授
若林 緑	東北大学大学院経済学研究科教授

(50音順、敬称略)